

第 57 号議案

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 14 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 26 年条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有
する者

第 10 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と
認めたもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が
施行され、放課後児童支援員の資格要件が見直されたことに伴い、規定を整備す
るため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。